

平成 22 年 1 月 10 日（日）付で三菱東京UFJ ダイレクト利用規定を変更します。
利用規定の変更内容については以下の通りです。

利用規定の改定内容対照表	
改定前	改定後
第 1 条 三菱東京 UFJ ダイレクト 5. 利用限度額 本サービスの各種取引における 1 日または 1 回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（<u>1 日あたりの利用限度額の起点は毎日午前 0 時とします</u>）。 このうちお客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、<u>電話、インターネット</u>または当行所定の書面により登録いただきます。 なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。 6. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の本サービス利用手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。この場合、当行は本サービス利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに、本サービスについて当行所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から当行所定の日に自動的に引き落とします。「代表口座」として届け出る口座は当行に開設した<u>契約者ご本人名義の普通預金</u>（総合口座取引の普通預金口座を含みます）口座に限りです（ただし屋号付きの名義の口座は届け出できません）。	第 1 条 三菱東京 UFJ ダイレクト 5. 利用限度額 本サービスの各種取引における 1 日または 1 回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（<u>以後、本規定における 1 日あたりの各種利用限度額の起点は毎日日本時間の午前 0 時とします</u>）。 このうちお客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、<u>テレフォンバンキング、インターネットバンキング</u>または当行所定の書面により登録いただきます。 なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。 6. 利用手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の本サービス利用手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。この場合、当行は本サービス利用手数料を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）にかかわらず、預金通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに、本サービスについて当行所定の方法により届け出ていただく「代表口座」から当行所定の日に自動的に引き落とします。「代表口座」として届け出る口座は当行に開設した<u>お客さま名義の普通預金</u>（総合口座取引の普通預金口座を含みます）口座に限りです（ただし屋号付きの名義の口座は届け出できません）。
第 2 条 本人確認 本サービスのご利用についての<u>契約者ご本人</u>の確認は次の方法により行うものとし、 1. 当行はお客さまが本サービスを利用する際に、<u>お客さまご本人であることを確認するために必要な事項を記載した「ご契約カード」</u>を貸与します。「ご契約カード」には「ご契約番号」等のほかに、裏面にお客さまごとに異なった「確認番号表」を記載します。 2. (1) お客さまは、<u>本サービスのご契約に際して取引時に、ご契約者本人であることを確認するための「ダイレクトパスワード」</u>を当行所定の手続きにより届け出るものとし、 また、インターネットバンキングの初回登録に際して、<u>インターネットバンキングで本人確認に使用する「IB ログインパスワード」</u>を届け出るものとし、 「ダイレクトパスワード」「IB ログインパスワード」は生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。 5. 当行が前項の方法にしたがって本人確認をして取引を実施したうへは、前項の番号等につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、前項の番号等の盗用により行われた不正な振込による損害について、お客さまは、<u>第 31 条</u>による補てんを請求することができます。前項の番号等および「ご契約カード」は厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行行員がお客さまに対し、前項の番号等をお聞きすることはありません。 8. 本サービスの利用について届け出と異なる「ダイレクトパスワード」「IB ログインパスワード」「確認番号」の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を<u>停止します</u>。本サービスの利用を再開するには、以下の手続きをとってください。 10. <u>本サービスの契約者は、本サービスの「ご契約番号」「IB ログインパスワード」「確認番号」を使用して、当行がホームページ上で提供する「インターネット申込受付・照会サービス（三菱東京 UFJ ダイレクト契約者用）」も利用することができます。</u>	第 2 条 本人確認 本サービスのご利用についての<u>お客さま</u>の確認は次の方法により行うものとし、 1. 当行はお客さまが本サービスを利用する際に、<u>「ご契約カード」</u>を貸与します。「ご契約カード」には「ご契約番号」等のほかに、裏面にお客さまごとに異なった「確認番号表」を記載します。 2. (1) お客さまは、<u>本サービスのご契約に際して、「ダイレクトパスワード」</u>を当行所定の手続きにより届け出るものとし、 また、インターネットバンキングの初回登録に際して、<u>インターネットバンキングで使用する「IB ログインパスワード」</u>を届け出るものとし、 「ダイレクトパスワード」「IB ログインパスワード」は生年月日・電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。 5. 当行が前項の方法にしたがって本人確認をして取引を実施したうへは、前項の番号等につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、前項の番号等の盗用により行われた不正な振込による損害について、お客さまは、<u>第 32 条</u>による補てんを請求することができます。前項の番号等および「ご契約カード」は厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意してください。なお、当行行員がお客さまに対し、前項の番号等をお聞きすることはありません。 8. 本サービスの利用について届け出と異なる「ダイレクトパスワード」「IB ログインパスワード」「確認番号」の入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を<u>当行所定の範囲で停止します</u>。本サービスの利用を再開するには、以下の手続きをとってください。 10. <u>お客さまは、本サービスの「ご契約番号」「IB ログインパスワード」「確認番号」を使用して、当行がホームページ上で提供する「インターネット申込受付・照会サービス（三菱東京 UFJ ダイレクト契約者用）」も利用することができます。</u>
第 3 条 取引の依頼 2. 取引指定口座の届け出 (2) 以下の口座については、次のような方法で「サービス指定口座」または「振込先口座」として自動的に登録することができます。 ① 本サービスにより開設を行ったお客さまご本人名義の各種<u>預金口座</u>は、自動的に「サービス指定口座」として登録します。 ② 事前に登録のない口座あてに振込を行った際の当該「<u>振込先口座</u>」については、お客さまのご希望により「振込先口座」として登録することができます。	第 3 条 取引の依頼 2. 取引指定口座の届け出 (2) 以下の口座については、次のような方法で「サービス指定口座」または「振込先口座」として自動的に登録することができます。 ① 本サービスにより開設を行ったお客さまご本人名義の各種<u>口座</u>は、自動的に「サービス指定口座」として登録します。 ② 事前に登録のない口座あてに振込を行った際の当該<u>振込先口座</u>については、お客さまのご希望により「振込先口座」として登録することができます。
第 5 条 振込取引 1. 内容 (1) 本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「<u>振込先口座</u>」として届け出を受けている口座、または事前に登録のない当行または他の金融機関の国内本支店の口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います。 なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。 (2) 資金移動を伴わない振込先の口座確認を当行が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認を停止します。 2. 上限金額の設定 (1) <u>当行は本サービスによる振込取引において、1 日あたり（1 日の起点は毎日午前 0 時とします）に振り込むことができる上限金額（以下、「振込上限金額」といいます）を定めます</u>。ただし、その<u>上限</u>は、届け出がない場合、または当行所定の金額を超える場合は、自動的に<u>当行所定の金額を限度額とします</u>。なお、この「<u>振込上限金額</u>」は、お客さまが当行所定の方法により設定または変更することができます。 (2) <u>本サービスにて登録された振込先口座毎の 1 日あたり（1 日の起点は毎日午前</u>	第 5 条 振込取引 1. 内容 (1) 本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「<u>家族口座」「振込先口座</u>」として届け出を受けている口座、または事前に登録のない当行または他の金融機関の国内本支店の口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います。 なお、振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料および消費税をいただきます。 (2)<u>資金移動を伴わない振込先の口座確認を当行が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認および当行本支店への振込を停止します。</u> <u>(3) 1 日あたりに振り込むことができる上限回数は、当行が定める範囲内とします。</u> 2. 上限金額の設定 (1) <u>本サービスにおいて、お客さまが届け出る 1 日あたりに振り込むことができる上限金額（以下、「振込上限金額」といいます）は当行所定の金額範囲内とします</u>。ただし、その<u>振込上限金額</u>は、届け出がない場合、または当行所定の金額を超える場合は、自動的に<u>当行所定の金額とします</u>。なお、この<u>振込上限金額</u>は、お客さまが当行所定の方法により設定または変更することができます。 (2) <u>本サービスにおいて、お客さまが届け出る「家族口座」「振込先口座」毎の 1 日あたりの振込上限金額は当行所定の金額範囲内とします</u>。ただし、その<u>振込上</u>

0時とします)の「振込上限金額」は当行所定の金額範囲内とします。ただし、その上限は、届け出がない場合、または当行所定の金額を超える場合は、自動的に当行所定の金額を限度額とします。 <u>なお、これらの限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。</u>	限金額は、届け出がない場合、または当行所定の金額を超える場合は、自動的に当行所定の金額とします。なお、この「振込上限金額」は、お客さまが当行所定の方法により設定または変更することができます。 (3)本サービスにおける「家族口座」「振込先口座」への振込で、「家族口座」「振込先口座」毎に届け出る振込上限金額の範囲内であっても前1号で届け出る振込上限金額を超える場合は、当行は取引を実行する義務を負いません。
第6条 口座開設取引 1. 内容 (1) 本サービスにより提供できる口座開設取引（以下、「口座開設」といいます）は、お客さまご本人名義の当行所定の種類の預金とします。 この場合、当行が特に定める場合を除き、「代表口座」と同一の当行取引店に口座を開設します。 (2) 開設する口座のお届出印（またはご署名）は、「代表口座」のお届出印（またはご署名）と同一のものを使用します。	第6条 口座開設取引 1. 内容 (1) 本サービスにより提供できる口座開設取引（以下、「口座開設」といいます）は、お客さまご本人名義の当行所定の種類の口座とします。 この場合、当行が特に定める場合を除き、「代表口座」と同一の当行取引店に口座を開設します。 (2) 開設する口座のお届出印は、「代表口座」のお届出印と同一のものを使用します。 5.投信口座の開設 <u>(1)本サービスによる投信口座の開設は、前2項の記載にかかわらず、お客さまからのお申込後にお客さまを確認できる資料等を当行が受領したうえで、当行所定の手順により手続きします。お客さまを確認できる資料等を当行が定める期間内に当行が受領できない場合は、投信口座開設の取引をお断りします。</u> <u>(2)「代表口座」のお取引店が投資信託の取り扱いを行わない店舗の場合には、投信口座の開設はできません。</u> <u>また「代表口座」のご利用内容によっては投信口座を開設いただけない場合があります。</u> <u>(3) 本サービスにより投信口座を開設した場合の投資信託取引の指定預金口座は「代表口座」とします。</u>
第9条 為替予約取引 7. 手数料、費用、損害金等の支払い <u>前記5、6で発生する手数料、費用、損害金等については、普通預金規定、貯蓄預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等なしで、お客さまのこれらの口座から引き落とします。</u>	第9条 為替予約取引 7. 手数料、費用、損害金等の支払い <u>本条第4項、第5項で発生する手数料、費用、損害金等については、普通預金規定、貯蓄預金規定等にかかわらず、預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等なしで、お客さまのこれらの口座から引き落とします。</u>
	第25条 <u>スーパー普通預金への切替申し込み</u> 1. 内容 <u>本サービスにより提供できる「代表口座」としてお届出いただいている普通預金をスーパー普通預金に切り替える取引は、当行所定の取引とし、切替可能な口座は当行所定のものとします。</u> 2. <u>取引の実施日</u> <u>取引の実施日は、原則として受付日当日とします。</u> <u>ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱い時限を経過している場合または受付日が銀行窓口休業日の場合は、「翌銀行窓口営業日扱」とし、翌銀行窓口営業日に取引を行ないます。</u>
<u>第25条</u> Eメール通知	<u>第26条</u> Eメール通知 (以下同様に1条ずつ繰り下げ)
第33条 解約等 3. 当行からの<u>解約</u> お客さまについて、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、本サービスを<u>解約することができるものとします。</u> (1) お客さまが本規定に違反するなど、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合 (2) ご契約カードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合 (3) 住所変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (5) 支払の停止、破産または民事再生の申立てがあったとき (6) 相続の開始があったとき (7) 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき (8) 当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞したとき (9) 当行がサービス継続上において支障があると判断したとき 5. 解約時の「ご契約カード」の取り扱い <u>本条第2項から第4項の場合、当行から特に返却の請求がない限り、「ご契約カード」は契約者ご本人の責任で破棄してください。</u>	第34条 解約等 3. 当行からの<u>解約・取引の停止</u> お客さまについて、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はお客さまに通知することなく、本サービスを<u>解約もしくは一部または全部の取引の提供を停止することができるものとします。</u> (1) お客さまが本規定に違反するなど、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合 (2) ご契約カードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合 (3) 住所変更等を行わなかったなど、当行においてお客さまの所在が不明となったとき (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (5) 支払の停止、破産または民事再生の申立てがあったとき (6) 相続の開始があったとき (7) 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき (8) 当行に支払うべき手数料を3ヶ月以上延滞したとき (9) 当行がサービス継続上において支障があると判断したとき 5. 解約時の「ご契約カード」の取り扱い <u>本条第2項から第4項の解約の場合、当行から特に返却の請求がない限り、「ご契約カード」はお客さまの責任で破棄してください。</u>